

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
------------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標 5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
個別目標 1	戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと
	(評価対象事務事業) ・戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護
個別目標 2	戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施する。また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。	
2 根拠法令等 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号) ○戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号) 等	
主管部局・課室	社会・援護局援護課
関係部局・課室	社会・援護局援護企画課

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合(単位:%) (100%/毎年度)	— 【 %】	99.6 注1 【99.6%】	99.7 注2 【99.7%】	— 【 %】	99.8 注3 【99.8%】
(調査名・資料出所、備考) 厚生労働省社会・援護局援護課調べによる。なお、この指標における割合とは、各種特別給付金又は特別弔慰金ごとに、その請求期間(3年間)内に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年の計4年間に処理した件数の割合を指すものである。 注1: 戦没者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成13年10月1日から平成16年9月30日までの第20回特別給付金)に係る数値である。 注2: 戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの第21回及び第						

<p>22回特別給付金)に係る数値である。</p> <p>注3：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（請求期間が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの第8回特別弔慰金）に係る数値である。</p>
--

### 3. 個別目標に係る指標等

<p><b>個別目標1</b></p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと</p>						
<p><b>個別目標に係る指標</b></p> <p>アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合(単位:%) (100%/毎年度) ※ 施策目標に係る指標と同じ	— 【 %】	99.6 注1 【99.6%】	99.7 注2 【99.7%】	— 【 %】	99.8 注3 【99.8%】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>厚生労働省社会・援護局援護課調べによる。なお、この指標における割合とは、各種特別給付金又は特別弔慰金ごとに、その請求期間(3年間)内に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年の計4年の間に処理した件数の割合を指すものである。</p> <p>注1：戦没者等の妻に対する特別給付金（請求期間が平成13年10月1日から平成16年9月30日までの第20回特別給付金）に係る数値である。</p> <p>注2：戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金（請求期間が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの第21回及び第22回特別給付金）に係る数値である。</p> <p>注3：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（請求期間が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの第8回特別弔慰金）に係る数値である。</p>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	援護年金受給者数(単位:人)	28,590	26,035	23,781	21,210	18,985
2	戦傷病者手帳交付人数(単位:人)	51,692	46,956	43,005	38,300	集計中
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。</li> <li>指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）によるものであり、各年度の3月31日時点での数字である。なお、平成20年度の数値は集計中であり、平成21年9月に公表予定である。</li> </ul> <p>【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/kekka9.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/kekka9.html</a></p>						
<p><b>個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</b></p>						
事務事業名	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護					
平成20年度 予算額等	974百万円(補助割合:[国10/10][ / ][ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	745百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
<p>事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)</p> <p>戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者に対して、戦傷病者手帳を交付し、療養の給付、補装具の支給等の援護や戦傷病者相談員による相談・指導を行う。また、未帰還者留守家族等援護法に基づき、未帰還者留守家族等に対して、遺骨引取経費の支給等の援護を行っている。</p>						

政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,517 1,521	1,305 1,308	1,230 1,232	1,030 1,045	962 974
予算上事業数等 戦傷病者手帳交付者 数(単位:人) (※)	61,750	56,610	51,692	46,956	43,005
事業実績数等 戦傷病者手帳交付者 数(単位:人)(※)	56,610	51,692	46,956	43,005	38,300
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>当該事業は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第166号)等に基づき実施してきている。特に戦傷病者手帳の交付者数は年々減少してきており、予算上の戦傷病者手帳交付者見込み数と実際の交付者数が若干異なっているが、一方では、戦傷病者の高齢化に伴い、対象者ごとの療養の給付等の支給額が増加する場合もあり、これらの状況を踏まえつつ、今後も適正な予算の計上を行っていくこととしている。また、未帰還者留守家族等の数は、近年は少なくなっているが、未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)の趣旨等に基づき、国の責任においてこれらの者を援護する必要がある、今後も申請があったものについては、着実な事業の実施に努めていくこととしている。</p> <p>(※) 未帰還者留守家族等に係る予算上事業数等及び事業実績数等に関しては、対象者数を一概に計上できないためここでは計上していない。また、予算上事業数等については、前年度末の数字を年度当初の数字として計上している。</p>					

個別目標2					
戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 昭和館の年間入場者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	257,459 【100.0%】	283,386 【110.1%】	272,215 【96.1%】	315,724 【116.0%】	279,151 【88.4%】
2 しょうけい館の年間入場者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	3,356 【—】	98,243 【2927.4%】	103,312 【105.2%】	136,714 【132.3%】
(調査名・資料出所、備考)					
<p>・指標1は、昭和館調べによる。 【参考】昭和館ホームページ <a href="http://www.showakan.go.jp/">http://www.showakan.go.jp/</a></p> <p>・指標2は、しょうけい館調べによる。 なお、しょうけい館は平成18年3月20日に開館したものである。 【参考】しょうけい館ホームページ <a href="http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html">http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html</a></p>					